

様式第11 (第92条関係)

(表 面)

----- 8センチメートル -----		第 号
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第83条第2項の規定による身分証明書		
-- 2.5センチメートル --	写	職名及び氏名
3センチメートル		
	真	年 月 日生 年 月 日発行
		発行者名 印
		----- 6センチメートル -----

備考 発行者名は主務大臣とする。

(裏 面)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律抜粋

(報告及び立入検査)

第83条 主務大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

1～3 (略)

4 第83条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。